

規 約

第1条 (名称・所在地)

本会は、**甲野いちろう後援会** と称し、主たる事務所を **〇〇市** におく。

第2条 (目的)

本会は、**甲野一郎** 氏を後援することにより **〇〇市政** の発展と住民福祉の向上を図り、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 講演会、座談会等の開催
- 2 会報等の発刊及び配布
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的達成のため必要な事業

第4条 (会員)

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

第5条 (役員)

本会に次の役員をおく。

会 長	1名
副 会 長	名
幹 事	名
会計責任者	1名
監 事	名

※注

規約の様式は必ずしもこれによる必要はないが、次の事項は必ず定めておくこと。

- ①団体の名称及び所在地
- ②目的（後援会の場合は被後援者の氏名を明記すること。非後援団体の場合は、政治目的であることがはっきり分かる内容であること。）
- ③会計年度
- ④規約の実施年月日

第6条 (役員を選出及び任期)

- 1 役員は総会において選出する。
- 2 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条 (会議)

- 1 会長は毎年1回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を招集する。
- 2 会長は、必要に応じ役員会を招集する。

第8条 (経費)

本会の経費は、会費（年額 **2,000** 円）、寄附金その他の収入をもって充当する。

第9条 (会計年度及び会計監査)

- 1 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。
- 2 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

第10条 (規約の改廃)

本規約の改廃は、総会において決定する。

第11条 (補則)

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附 則

本規約は、令和 **3** 年 **1** 月 **4** 日より実施する。

この日付が、設立届の「組織年月日」欄等の日付になる。

